

函館市成年後見センター運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市成年後見センター（以下「センター」という。）が実施する事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、センターと、親族や法律・福祉・医療・地域などの関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげる体制（以下「地域連携ネットワーク」という。）を構築し、その円滑な運用のためのコーディネートを行う中核機関としての役割を担うことなどにより、成年後見制度の利用促進を図ることで、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な人が、自身の権利や財産を守り、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すことを目的とする。

(実施主体等)

第3条 事業の実施主体は函館市とする。ただし、この事業の全部または一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人（以下「受託者」という。）に委託することができる。

(利用対象者)

第4条 事業の利用対象者は、市内に居住する者およびこれに準ずる者とする。

(職員の配置)

第5条 センターには、第6条の事業を実施するために必要な職員を配置しなければならない。

(事業内容)

第6条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 判断能力が不十分な人等の早期支援に向けた各種相談
- (2) 成年後見制度に関する相談および利用支援
- (3) 成年後見制度の普及・啓発

- (4) 成年後見人の活動支援
- (5) 市民後見人の養成・指導および活動支援
- (6) 市民後見人の受任調整および家庭裁判所への推薦
- (7) 法人後見実施のための研修および活動支援
- (8) 地域連携ネットワークの構築および制度の利用促進における中核機関としての役割
- (9) その他センターの運営に関し、必要な事業
(運営協議会等)

第7条 センターは、この事業の実施およびセンターの運営に関し、必要な審議を行うため、運営協議会を設置するものとする。

2 この事業の適切かつ効果的な実施のため、センターは専門部会を設置するものとする。

(秘密の保持)

第8条 センターの職務に従事する者、またはこれらの職にあった者は、事業の利用対象者および利用対象者の家族の個人情報の保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する